

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から48年1月まで
② 昭和49年3月
③ 昭和50年2月
④ 昭和54年11月ごろから55年2月まで
⑤ 昭和58年6月から59年4月まで
⑥ 昭和59年10月及び同年11月

私は、昭和47年まで勤めた会社の社長から勧められ、同社を退職した後、国民年金の加入手続をし、厚生年金保険に加入していなかった期間は国民年金に加入してA市のB出張所で国民年金保険料を納付していた。納付金額や納付時期などははっきり覚えていないが、申立期間の保険料を納付しているにもかかわらず、納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和50年4月1日に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時に払い出された国民年金手帳記号番号により同年2月21日に国民年金の被保険者資格を取得している。また、申立人は、同年3月分の国民年金保険料を同年4月2日に納付するとともに、同年4月から同年10月までの保険料も現年度納付していることが、申立人が所持している領収書により確認できることを踏まえると、資格取得直後の申立期間③の保険料も納付したものと考えるのが自然である。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、オンライン記録では納付済みとなっている昭和50年3月の欄に定額納付を表す「A」の印

が押されておらず、誤って49年3月の欄に押されているなど、申立期間③の前後の期間について記録管理に不備がみられる。

一方、申立期間①及び②については、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した昭和50年2月21日より前の期間であり、未加入期間であることから、保険料を納付することはできない。

また、申立期間④、⑤及び⑥については、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行う前の期間であり、未加入期間であることから、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間において住所の異動は無く、氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から15年8月までは28万円、同年9月から17年3月までは30万円、同年4月から18年6月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は44万円、同年12月19日は62万円、16年7月20日は42万円、同年12月20日は45万円、17年7月20日は37万円、同年12月20日は42万円、18年7月20日は35万円、同年12月20日は39万円、19年7月20日は35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は44万円、同年12月19日は62万円、16年7月20日は42万円、同年12月20日は45万円、17年7月20日は37万円、同年12月20日は42万円、18年7月20日は35万円、同年12月20日は39万円、19年7月20日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から15年8月までは28万円、同年9月から17年3月までは30万円、同年4月から18年6月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は44万円、同年12月19日は62万円、16年7月20日は42万円、同年12月20日は45万円、17年7月20日は37万円、同年12月20日は42万円、18年7月20日は35万円、同年12月20日は39万円、19年7月20日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から17年3月までは26万円、同年4月から同年8月までは28万円、同年9月から18年6月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は40万円、同年12月19日は53万円、16年7月20日は38万円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は32万円、同年12月20日は35万円、18年7月20日は32万円、同年12月20日は33万円、19年7月20日は32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は40万円、同年12月19日は53万円、16年7月20日は38万円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は32万円、同年12月20日は35万円、18年7月20日は32万円、同年12月20日は33万円、19年7月20日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から17年3月までは26万円、同年4月から同年8月までは28万円、同年9月から18年6月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は40万円、同年12月19日は53万円、16年7月20日は38万円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は32万円、同年12月20日は35万円、18年7月20日は32万円、同年12月20日は33万円、19年7月20日は32万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から17年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から18年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は37万円、同年12月19日は42万円、16年7月20日は35万円、同年12月20日は28万円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は29万円、18年7月20日は30万円、同年12月20日は28万円、19年7月20日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は37万円、同年12月19日は42万円、16年7月20日は35万円、同年12月20日は28万円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は29万円、18年7月20日は30万円、同年12月20日は28万円、19年7月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から17年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から18年6月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は37万円、同年12月19日は42万円、16年7月20日は35万円、同年12月20日は28万円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は29万円、18年7月20日は30万円、同年12月20日は28万円、19年7月20日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成17年2月及び同年3月は16万円、同年4月から19年8月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額（平成17年12月20日は5万円、18年7月20日は10万円、同年12月20日は13万円、19年7月20日は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は5万円、18年7月20日は10万円、同年12月20日は13万円、19年7月20日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月1日から19年9月1日まで
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑤までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑤までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成17年2月及び同年3月は16万円、同年4月から19年8月までは17万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成17年1月については、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑤までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月20日は5万円、18年7月20日は10万円、同年12月20日は13万円、19年7月20日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所へ提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは28万円、同年9月から同年11月までは26万円、16年1月は24万円、同年2月から同年8月までは26万円、同年9月及び同年11月から17年2月までの期間は28万円、同年7月は26万円、同年9月から18年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は34万3,000円、同年12月19日は39万7,000円、16年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は40万6,000円、17年7月20日は22万3,000円、同年12月20日は37万2,000円、18年7月20日は34万2,000円、同年12月20日は40万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は34万3,000円、同年12月19日は39万7,000円、16年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は40万6,000円、17年7月20日は22万3,000円、同年12月20日は37万2,000円、18年7月20日は34万2,000円、同年12月20日は40万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑨までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは28万円、15年9月から同年11月までは26万円、16年1月は24万円、同年2月から同年8月までは26万円、同年9月及び同年11月から17年2月までの期間は28万円、同年7月は26万円、同年9月から18年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成15年12月、16年10月、17年3月から同年6月までの期間及び同年8月については、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生

年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は34万3,000円、同年12月19日は39万7,000円、16年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は40万6,000円、17年7月20日は22万3,000円、同年12月20日は37万2,000円、18年7月20日は34万2,000円、同年12月20日は40万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が平成2年6月1日、資格喪失日が7年11月1日とされ、当該期間のうち、7年10月31日から同年11月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同支店における資格喪失日を7年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成2年6月1日にA社B支店に入社し、7年11月1日付けで同社C支店に異動した。この時に、会社がB支店での資格喪失日を同年10月31日と誤って届出をしたために、1か月の空白期間が生じた。同社B支店には同年10月31日まで勤めていたので、同支店での資格喪失日を同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が平成2年6月1日、資格喪失日が7年11月1日とされ、当該期間のうち、7年10月31日から同年11月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、平成2年6月1日から現在まで継続して勤務し、委託先の社会保険労務士が保管する被保険者事務処理簿により、同社B支店に7年10月31日まで在籍して

いたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社B支店における平成7年9月の標準報酬月額から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年10月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店C事業所(以下「C事業所」という。)における資格取得日に係る記録を昭和25年11月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年11月13日から26年1月1日まで
私の父は、昭和22年7月23日にA社(現在は、D社)に入社してから、46年2月28日に定年退職するまで継続して勤務した。

しかし、申立期間が厚生年金保険の加入記録から漏れており、納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された証明書により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務(昭和25年11月13日にC事業所に異動)していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和26年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は
無いことから、行ったとは認められない。

広島国民年金 事案 842(事案 54 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から51年7月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答があった。

昭和43年に、同じ宿舎に居住していた奥さんたちに誘われて一緒に国民年金に任意加入し、保険料を納付してきており、納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が提出した亡夫の昭和47年及び48年に係る源泉徴収票及び昭和46年度及び49年度に係る市・県民税特別徴収税額通知書からは、申立人が国民年金保険料を納付していたことを推認することはできないほか、申立期間は、国民年金に未加入とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間に保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年2月25日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を昭和43年3月から納付したとして、申立期間の始期を42年1月から43年3月に変更して申し立てているが、申立内容に新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年12月まで

私は専門学校の学生であった昭和59年ごろに、両親から国民の義務だからと勧められ、父と一緒にA町役場に行き、国民年金加入手続をするとともに、父が国民年金保険料を58年4月分までさかのぼって納付してくれた。加入手続をして以降62年11月に結婚するまでは、両親が保険料を毎月集金に来る子供会の役員に自分たちの分と合わせて支払ってくれていた。

平成2年か3年に第三号被保険者として記録されているか不安になり、B市C支所に確認に行った時に、年金手帳の「はじめて被保険者となった日」を昭和58年4月1日から62年1月28日に書き換えられた。この書換えについては後になって気がついたが、書換え前の日付が58年4月1日であることは明らかであり、同日から保険料を支払っていることの証拠である。

しかし、申立期間が未加入期間になっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年ごろに父親と共にA町役場で国民年金加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により62年2月16日に払い出されていることが確認でき、申立人はこの手帳記号番号により、同年1月28日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間であることから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時から昭和62年11月に結婚するまでは、両親と共にA町に居住しており、途中で住所を移していないことから、同町において申立人に二つの手帳記号番号が払い出されることは考え難い上、払出簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見

当たらない。

さらに、申立人は、昭和 59 年ごろに、国民年金の加入手続を行い、その時に 58 年 4 月までさかのぼって保険料を納付したと申し立てているが、加入手続を行った詳細な時期は覚えておらず、保険料の一括納付は父親が行ったため、納付額は分からないとしている上、申立人の父親も一括納付した保険料額は覚えていないとしている。

なお、申立人は、所持している年金手帳に記載されている「はじめて被保険者となった日」が昭和 58 年 4 月 1 日から 62 年 1 月 28 日に訂正されていることが、申立期間の保険料を納付した証拠であるとしているが、当該年金手帳の記号番号は 62 年 2 月に払い出されたものであることが払出簿により明らかであり、この時点では申立期間のうち 59 年 12 月以前の保険料は時効により納付することができないため、58 年分をまとめて納付したとの申立てと符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

私は、平成7年4月に会社に就職してから2、3か月後に市役所で国民年金の加入手続を行った。その時に、時効が到来していない期間の国民年金保険料を納付することができると言われたので、さかのぼって申立期間の保険料を払ったにもかかわらず、納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月に就職し、その2、3か月後に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、当時は基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入手続を行っていれば、国民年金手帳記号番号が払い出されているはずのところ、申立人に手帳記号番号が払い出されている記録は無く、それをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳にも国民年金の記号番号の記載は無く、国民年金の記録欄を見ると、1行目に記載されている「被保険者となった日」は、平成7年4月1日に取得した厚生年金保険被保険者資格の喪失日である8年12月21日と記載されていたものが、申立人の20歳到達日である3年*月*日に訂正されていることから、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成8年12月21日）より後に国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然であり、その時点では、申立期間のうち少なくとも6年10月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、平成9年1月から基礎年金番号制度が導入され、8年9月30日までに被保険者資格を取得している者については、その時点で加入している制度の年金手帳の記号番号を基礎年金番号とし、複数の年金番号を一本化したことから、申立人が8年12月21日に厚生年金保険の資格を喪失した後に国民年金

の加入手続を行った場合に、国民年金の手帳記号番号が付与されていないことに不自然さは無い。また、学生は3年4月に任意適用から強制適用になったことから、同年*月*日に学生で20歳となった申立人の資格取得日が同日とされていることにも不自然さは無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年12月までの期間及び63年3月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から46年12月まで
② 昭和63年3月から平成元年2月まで

私は、昭和44年10月に夫が厚生年金保険に加入した時に、いつどのような手続をしたかは覚えていないが、申立期間①の国民年金保険料を毎月来る集金人に支払っていた。また、60歳になった時に、引き続き保険料を納付する手続をA市役所で行い、その後は送られてきた納付書により毎月市役所で保険料を納付していたので、申立期間②の保険料も納付したはずである。

しかし、申立期間①及び②が未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その夫が昭和44年10月3日に厚生年金保険に加入したことに伴い、同日付けで国民年金の被保険者資格（強制加入）を喪失し、47年1月25日に資格を再取得（任意加入）した記録となっており、申立期間①は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、その夫の厚生年金保険の資格喪失に伴い、いつ、どのような手続を行ったかは覚えていないとしている上、申立人が申立期間①において、国民年金の強制加入から任意加入への切替手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は60歳になった時に、引き続き国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、申立人が高齢任意加入の手続を行った時期は平成元年3月と記録されており、申立期間②は未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間②において、高齢任意加入の手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年1月1日から38年5月30日まで

私は、社会保険事務所(当時)に年金記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和30年1月1日から38年5月30日までの厚生年金保険被保険者記録が無く、脱退手当金が支給されたことになっていた。

私は、脱退手当金の請求手続きをしたこともなければ受給したこともないので、脱退手当金が受給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄の備考欄には、脱退手当金を受給したことを示す「脱」の押印が確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、社会保険庁(当時)による社会保険事務所への記録回答を示す「38.6.15 回答済」の印が押されており、この回答日(昭和38年6月15日)と申立人の脱退手当金の支給決定日とされる昭和38年7月8日が近接していることから、脱退手当金の裁定を行うために記録照会が行われていたことがうかがわれる。

さらに、申立事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年間に資格を喪失し、脱退手当金を受給している60人のうち、56人が資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、加えて、申立人についても資格喪失日から約1か月後の昭和38年7月8日に支給決定されていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

その上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月1日から47年10月1日まで

私は、昭和28年にA社に入社し、49年4月末に退社した。34年3月に結婚し、夫婦共に同一事業所で働いていたが、社会保険事務所(当時)に私の厚生年金保険の記録を確認したところ、空白の期間があった。この期間、私は転勤や退職をしたことはないので、厚生年金保険の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立事業所に勤務していた申立人の妻及び弟は、申立人が申立期間に申立事業所に勤務したと供述しているものの、同僚からは、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことについての供述を得ることができない。

また、申立事業所では、申立人は昭和45年11月30日に依願退職し、47年10月1日に再就職しているとしており、申立事業所が公共職業安定所に提出した「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」の控え、「失業保険被保険者資格取得確認通知書」の控え及び「失業保険被保険者資格喪失確認通知書・離職証明書」の控え(これらの控えには公共職業安定所の受付印あり)には、失業保険被保険者資格に係る離職日が「昭和45年11月30日」で、再取得日が「昭和47年10月1日」と記載されており、これらの日付は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(昭和44年3月10日から53年10月1日までの資格取得分)には、健康保険の整理番号の欠番は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から 39 年 3 月 21 日まで
私は、申立期間当時、A町役場（現在は、B市）に臨時職員として勤務していたが、公務員の職場では臨時職員だからということで、厚生年金保険の加入手続きをしてくれなかったと思うが、私が、その当時、厚生年金保険に加入していなかったかを調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町役場に勤務していた正職員及び同僚の証言から、勤務していた期間については不明であるが、申立人が同町役場に勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A町役場は、昭和 23 年 8 月 1 日に健康保険のみの適用事業所となっていることは確認できるが、同年 10 月 1 日以後、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を確認することはできず、厚生年金保険の適用事業所となった記録も確認できない。

また、申立人が名前を挙げた申立人と同じ臨時職員の同僚は、申立期間当時、国民年金に加入しており、「臨時職員は、社会保険に加入していなかったと思う。」と供述しており、申立人自身も、「給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」としている。

さらに、申立期間当時の資料は保存されていない上、正職員及び同僚の証言から、A町役場が申立期間当時、従業員数から加入が義務付けられる強制適用事業所であったかは確認できず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 8 月まで
② 昭和 45 年 6 月 11 日から 46 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 11 月から 41 年 8 月まで A 社に勤務していたが、同社での厚生年金保険加入記録は 40 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までしか無く、申立期間①の加入記録が無いのは納得できない。

また、昭和 45 年 6 月 10 日から同年 12 月 31 日まで B 社に勤務していたが、同社での厚生年金保険加入記録は 45 年 6 月 10 日から同年 6 月 11 日までしか無く、申立期間②の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立事業所の所在地、業種及び業務内容について供述内容を途中から変えており、当時の記憶があいまいである。

また、申立事業所は、申立期間①当時の関係資料を保管していないため、申立人が勤務していたかどうかは不明としている上、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立期間①において申立事業所での厚生年金保険加入記録のある二人の従業員も申立人を知らないとしている。

申立期間②について、申立事業所の元代表取締役は、申立人が在職していたことは記憶しているが、勤務期間は 1 か月を超えることはなかったと思うと供述している。

また、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立期間②において申立事業所での厚生年金保険加入記録のある従業員 5 人のうち 4 人は、申立人を記憶していないとしている。

さらに、申立人の申立期間①及び②における雇用保険の加入記録は無く、このほか申立人が申立期間において、申立事業所に在籍していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1160 (事案 652 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から26年5月1日まで
② 昭和27年5月8日から同年8月15日まで

私は、昭和23年4月1日から27年5月8日まで、A高校の定時制に通学しながら、昼間はB社に勤務していたが、同社での厚生年金保険加入記録は26年5月1日から27年5月8日までしか無く、申立期間①が未加入期間となっており、納得できない。

また、B社を退職した後、昭和27年5月8日から同年8月15日までC社に勤務したにもかかわらず、同社での厚生年金保険の加入記録は申立期間①のうち、24年5月1日から同年8月15日までと間違っただけで記録され、申立期間②が未加入期間となっており、納得できない。申立てについて新たに証言をしてくれる同僚が見つかったので、再審議してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人はA高校の定時制に在学していた間、B社に勤務したと申し立てているが、同校在学中の期間において、別の事業所(C社)での厚生年金保険加入記録があること、同僚の供述により、申立人は早くても昭和26年3月よりも後に入社したことが推認できること、申立人の供述内容に変遷があり、当時の記憶があいまいであるとの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、B社に係る当初の申立期間を変更しているが、申立人が新たに名前を挙げた同僚に照会しても、初回申立時の同僚の供述内容を覆す新たな供述は得られなかった。

また、申立人は、C社での勤務期間がオンライン記録にある期間と相違するとして、新たに申立期間②を追加しているが、申立人が同事業所において一緒に勤務した同僚として名前を挙げた者の記録をみると、申立人の厚生年金保険加入記録のある時期と一部重なる上、申立期間②とは2年近く開きがある。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 44 年 4 月まで
私は、昭和 40 年 7 月から 44 年 4 月まで、A 市にあった B 社に勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿により、申立期間当時、申立人が供述する所在地に申立事業所が存在していたことが確認できる上、同社の申立期間当時から現在までの代表取締役の証言から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、申立期間当時、A 市内には同一又は類似名称の適用事業所も見当たらない。

また、申立事業所の代表取締役は、昭和 38 年に創業して以来、継続して従業員数は数名であるため、厚生年金保険の適用事業所となったことはなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したこともないとしている。

さらに、申立人は「申立事業所において月に 20 万円ぐらいの給与をもらい、厚生年金保険料として 2,000 円ぐらい控除されていた。」と供述しているが、申立人の標準報酬月額が 20 万円となったのは昭和 53 年ごろであり、厚生年金保険料が 2,000 円程度になったのは 45 年ごろである。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。